

事業用自動車の運行管理等の体制

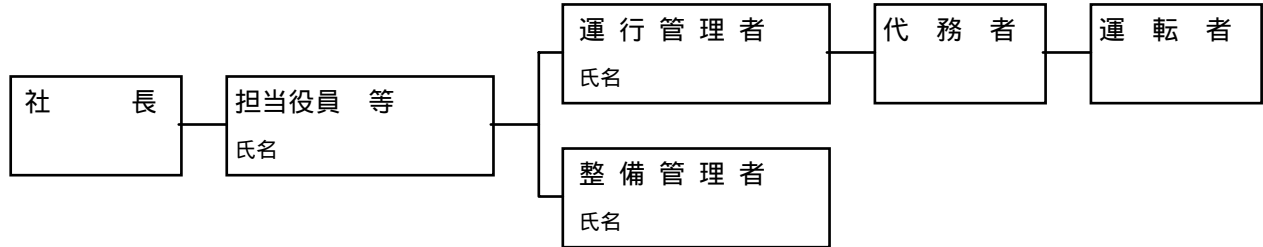
1. 事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画

確保人員 _____ 名

確保予定人員 _____ 名

2. 適切な運行管理者及び整備管理者の選任計画並びに指揮命令系統

確保済
選任予定



3. 労働省の2・9告示及び3・1通達に適合する勤務割及び乗務割の計画

拘束時間		運転時間		休息時間	
1ヶ月	時間	2日平均1日当たり	時間	勤務と勤務の間	時間
1日	時間	2週平均1週当たり	時間		
		連続運転	時間		

4. 点呼等が確実に実施できる体制

点呼場所	点呼実施者	日常点検の実施場所	日常点検の実施者	営業所と車庫間の連絡方法

5. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育及び事故処理の体制

(1) 事故防止に関する指導教育方法及び計画

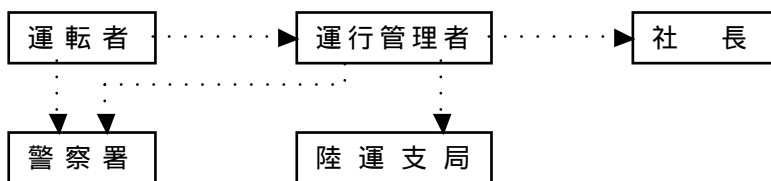
研修・講習会等の開催予定 年間 _____ 回

(2) 過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

研修・講習会等の開催予定 年間 _____ 回

積載量確認方法 計量器による 運送依頼票による

(3) 事故処理連絡体制



6. 苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名 _____

苦情処理担当者 氏名 _____

適用する運送約款

運輸省告示第575号(平成2年11月22日)による標準貨物自動車運送約款を適用する。

運輸省告示第577号(平成2年11月22日)による標準引越運送約款を適用する。

上記以外の運送約款を設定する。